



■令和5年6月7日～6月27日、6月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。  
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいごオフィシャルサイト」でご覧になれます。

## 山本せいごの一般質問（6月会議）

### (1) PTA について

■PTAの課題について、令和4年度9月会議で質問をし、答弁に対し12月会議で引き続き質問をしてきた。その後の改善等の内容と進捗状況などについて、教育委員会の対応とPTAへの取り組み状況を問う。

1. PTA会員募集時に、任意加入であることの説明がなく規約にも明確に示していないこと。
2. ボランティア活動であることの説明がないこと。
3. 会員に活動参加を義務付け、強要があること。 などの課題について。

**質問1:**教育委員会は、校長会議に課題提議し、令和4年度中にPTA連絡協議会で見直しなど検討するとしている。  
各項目の検討の結果を問う。

**質問①:**任意のボランティア組織で、入会・退会の自由など基本事項を明記した会則に、見直しはされたか。

答 弁:①見直しが進んできたPTA

- ・令和5年度に会則に一部変更を明記したPTAが4校、
- ・今年度会則の整備予定が3校、
- ・PTA組織を見直し、役員を決めずすべての活動をボランティア活動とする学校が1校、

②学校により進捗は異なるが、町内全てのPTAで見直し検討が始まり、継続して進める方向である。

**質問②:**令和5年度の新入生の保護者に対して、PTA加入の説明は、いつ、どこで、だれが、どのような内容でされたか。

答 弁:・入学前の説明会や新年度のPTA総会などで説明している。

- ・説明は、PTA会長や教頭、教務主任により行われている。書面審議されたPTAもある。
- ・説明内容は、任意団体であることや強制加入や自動加入でないことについてはおおむね説明されている。
- ・進捗状況に差があり、任意加入の説明ができていないPTAもある。

**質問③:**その他学校やPTAでどのような内容の問題点が検討されたか。

答 弁:各PTAではPTA活動の簡素化、軽減、会員の負担感を減らす検討や会則の見直しに伴う書類の整備、会費の適正運用などの検討が上っている。

今年度、見直しを進めていく段階にある。

**質問2:**教育上必要な備品・物品を卒業記念名目などとして、PTAから受け取っていないか？  
またそのような行為の有無を教育委員会は、どのようにチェックしているか。

答 弁:①児童生徒の学びの環境改善や健康安全対策として物品の寄付を受けていた事実はある。  
今後も必要に応じPTAから物品の寄付を受けける事例は生じると考えている。

②これについては、PTA会員の合意形成について適切な対応がされるよう促していきたい。

**質問3:**PTA活動への加入は任意であり、ボランティアで自主的に活動する任意団体である。と答弁されている。 次の各項目について問う。

**質問①:**PTA保護者会員の会費徴収はどのように行われているか。

**質問②:**PTA教職員会員の会費徴収はどのようにされているか。

答 弁:PTA会長名または校長名により徴収のお知らせをし、学校諸費用と共に、月々または学期ごとに徴収している。  
徴収に当たっては、PTA入会の意思を確認しているか、確認するようPTAに促していきたい。

**質問③:**PTA会費の保管管理は誰が、どのようにして行っているか。

答 弁:①PTA事務局の教頭が管理する学校と、PTA本部役員の会計担当が管理する学校がある。

②PTA名義の銀行口座による管理をし、通帳及び印鑑は金庫に保管している。

# 議会だより (つづき 1)

## PTA について (つづき)

**質問4:** 文部科学省では教育委員会の事務について、社会教育関係団体に対して、指導、助言、援助すると明記されている。

PTA組織に教育委員会に属する校長・教職員が参加している現状で、法令順守について教育長に指導責任があると考え、教育長の考えを問う。

- 答 弁: ①社会教育法では、教育委員会は、専門的技術指導または助言を与えることができるとされている。また不当に統制的支配を及ぼし、干渉を加えてはならないと規定されている。
- ②これらの点を踏まえ、基本的には教育委員会はPTAに対して指導的な立場にないと考えているが、PTA連絡協議会や校長会と連携しながら必要な支援を行いたいと考えている。
- ③万が一、教職員の法令遵守に反する行為が生じた場合、任命権者である京都府教育委員会とも協議し、対応が必要になる。

**再質問:** PTA会費について

PTA会費を学校の経費の徴収と同じく、校長名で同じ封筒で徴収をお知らせしている。異なる組織の違う金を徴収するのに発送文書が同じ、通帳・印鑑も金庫で預かっていると言うが、学校で預かっているのではないのか。コンプライアンス違反ではないのか。

回 答: ①会費の徴収の件は、学校経費と同じ項目の中でお知らせしている。様々な見直しの中の一つとして、教育委員会から指導、助言していきたいと思う。学校を通じてPTAにも促していきたい。

②通帳・印鑑の保管もほとんどの学校が管理を教頭が預かっている。



PTAって...  
任意なの?  
強制されてない?

### 山本議員から 一言



#### ■PTAについて

1. PTAの関係については、徐々に改革されている、何らかの形で進められているとの認識をさせていただきました。早くPTAという組織にあった運用なり、体制なりをしていっていただきたい。
2. 学校とPTAは別の組織・団体であり、本来PTAとして会費の徴収案内はPTA会長名で、お金は会計を担当するPTAの役員が管理するのは当然なことで、世間からずれているとしか言い様がない。組織的に現場の校長に委ねられる範囲を逸脱したら、教育委員会として指導する。当然の話と思う。内部統制・管理をきちんとすることが必要ですので、毎回こういう話をさせていただいております。
3. PTAの費用処理などについて、住民監査請求が行われた。物品の購入がPTA会費から支出された、学校行事にかかる必要経費がPTAに転嫁されているなど。

●PTAに関する問題はいろんなところにくすぶっている。PTA会員の声を受けて一般質問してきました。学校組織というものをきちんと考えて、責任を持って運営していただきたい。いろんな課題に対して、早急に教育委員会主導で指導あるいは助言をすべきです。

# 議会だより (つづき 2)

## (2) 自治会の組織強化 について

■自治会離れが進み組織率の低下が進む傾向にあり、本町でも、町と自治会の在り方など、今まで課題に対して解決を求めてきた。その中で部分的に自治会の補助制度の見直しが一部図られてきた。

令和3年度3月会議の答弁では、「先進自治体の事例研究や、自治会や自治会連合会などの関係団体とも積極的な情報交換を行い改善に努めていく」との考えを示された。その内容と成果を問う。

**質問1:**配布物以外の、役員の業務量の軽減策に対する町の支援対策は。

答 弁:①関係書類の作成や提出の省力化に、旧来の文書回答から、電子メールやインターネットの2次元コードを活用する回答方法について試験導入した。  
②自治会連合会の提案により、町からの推薦依頼、いわゆる充て職について町内部で調整を行い大幅に負担軽減した。  
③問合せや相談は、対面や電話以外にメールによる連絡を行うなど、負担軽減に努めている。

**質問3:**町が集会所建設の全額負担するための、精華町地区集会所の新築等費用分担金徴収条例の改正の方向はどうか。

答 弁:①自治会に建設費用を求めず、全額を町負担で建設することは、あくまで検討材料の一つ。現時点では、費用の2分の1を負担いただくものです。  
②本件の見直しについては、町財政や自治会運営に大きな影響があり、慎重に検討を重ねる必要があり、非常に時間を要することをご理解いただきたい。

**質問5:**その他、自治会のために検討され実施された業務内容があれば答弁を。

答 弁:●自治会の相談を受け、支援や協力をしている。

- ①自治会アプリの導入とそのメリットデメリットの研究。…アプリの導入により単純に諸課題が解決できるものでないとの印象である。
- ②自治会役員の負担軽減を図る目的でメールや2次元コードでの回答方法など試験導入した。…利用率が低い状況にある。

●自治会連合会との協議により実施した内容

- ①せいかまちづくり塾2023研修会の見直し。研修内容を組織運営や会議進行方法、事業の見直しなどの特定の目的に特化し自治会運営の効率化や活性化ににつなげられるよう改善を図り実施した。

●引き続き、自治会組織力の強化の方策について研究していきたい。

**質問2:**自治会員の会費負担の軽減策としての町の支援は。

答 弁:①自治会会費は、自治会内で決定されるものであり、町として直接対応する考えはない。  
②町内全ての自治会に対し、自治会等運営助成金を交付し、自治会活動全体の支援をしている。

**質問4:**町の非常勤特別職の職員である町政協力員の業務との明確な分離策は。

答 弁:自治会長と町政協力員の明確な分離という解釈で答弁する。

- ①自治会長は、地域内で選出された方であり、その役割は、各自治会の活動内容による。
  - ②町政協力員は、地域からの推薦により町が委嘱する非常勤特別職。町と地域の橋渡しの役割を担う。
- 近年、ほぼ全ての自治会で自治会長が町政協力員を兼務される中で業務を全ういただいている。町からあえてそれらを分離する考えはない。



**再質問:**集会所新築等の費用分担金、現積立て金制度は、会員数や積立て上限額、総建築額の算出法に矛盾があり、公平公正でない。スピード感を持って整理をすべき！また、積立金制度をやめたら自治会費軽減で喜ばれるかどうか。

答 弁:①自治会の負担に影響する話で、スピード感を持たないといけませんが、町財政、自治会運営に影響ありますので慎重にしたい。もう少し時間をいただきたい。  
②減免は基本的に昭和56年以前の旧耐震の集会所に適用される。新耐震の建築物は、減免の対象でなく2分の1負担となっている。

# 議会だより (つづき 3)

## (3) JR祝園駅・近鉄新祝園駅周辺の土地利用について

- 第6次総合計画の構想の土地利用では、「まちの拠点」であるJR祝園駅・近鉄新祝園駅周辺は土地の高度利用を図り、商業業務、医療・文化などの都市機能が集積した学研都市の玄関口にふさわしい土地利用の形成を図るとある。
- 町長が、施政方針で「最低5万人の人口フレームを堅持する必要があると考える」との表明があった。さらに、「駅周辺の高度利用を図り、人口を集中させるコンパクトシティの考え」に至ったと答弁されている。

### 質問1: 町長が描く、祝園駅周辺の構想の具体的な方策を問う。

答 弁: 基本構想で、学研都市精華・西木津地区の玄関口としての役割強化を図ることとしている。

- ①けいはんな新線の新祝園ルートが起爆剤になることは確実。  
一方で、同地区の活性化が新線延伸の呼び水となると考えており、本地域の活性化は不可欠なものと認識している。
- ②本地域は、現状でも高度利用可能な土地規制となっており、十分な活用が図られていない。
- ③今年度から2カ年をかけて都市計画マスタープランの中で行政として可能な取組みの方向性を見定めていきたい。

### 再質問:

再質問①: 町長が具体的に考えていることはなにか。

町長答弁:

- これから都市マスタープランで広く有識者、町民のご意見を聞きながら進めていくことになるが、私の思いは、
- ①鉄軌道が中心だと思っている。その周辺にコンパクトシティを持っていきたい。
  - ②けいはんな新線が新祝園駅にくる、そしてガーデンシティのところにはバスターミナルを持って行き、駅前広場を本当の駅前広場にしたい。

再質問②: 6次総合計画にどういう思いを入れていくか、コンパクトシティへの思いをどう入れていくか。 総務部長の思いを!

総務部長 答弁:

- ①精華町は、丘陵地に大規模開発をしてきて、このまま高齢化が進むと様々な問題が発生する恐れがある。
  - ②多数の産業施設、さらに増やそうとしているが、従業員の住む居住地が少なくなってきた、さらに農地を潰すこともできない。
- このことから駅周辺での高度利用しかない。というところに精華町の特長として整理されてきた。将来にわたって悔いの無いようなまちづくりを具体化したい。



### 山本議員から 一言

#### ■自治会の組織強化について

1. 自治会が疲弊して自治会員が減ってきている。自治会全体の活動をどう支援していくか、ということが非常に重要な案件に思う。いろんな問題に対してテンポ速く解決していただきたい。
2. 集会所の新築等の費用分担について、ルール逸脱し高額化する建築費用など自治会員数による不公平感がある。一度期限を切っていつ頃目途に、と発言いただきたい。

#### ■祝園駅周辺の土地利用について

人口減少の中で人口定着を図っていかなければならない。役場、祝園駅を中心にベクトル(目標)に向けた精華町、今まで開発してきた居住区域の桜ヶ丘、光台など、それから旧集落など、どのように変えていくか。いろんな形を早く見せて、人が寄ってくる環境づくりにテンポ良く展開していただきたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX

0774-94-3301

Eメール  
ホームページ

seigo722@balloon.ne.jp

http://www.balloon.ne.jp/seigo722/